

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

| | | | 資料番号 | 15 | 担当課 | 建築住宅課 |
|--|------|------|--------|--------------|--------------------|-------|
| 法令名 | 建築士法 | 根拠条項 | 第9条第1項 | 不利益処 分の種類 | 二級・木造建築士の免許の取 消 | |
| <p>(免許の取消し)</p> <p>第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 本人から免許の取消しの申請があつたとき。二 前条の規定による届出があつたとき。三 前条の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。四 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき。五 第十三条の二第一項又は第二項の規定により一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の決定を取り消されたとき。 | | | | | | |